

精神障がい者地域生活支援事業（富良野圏域）委託業務 プロポーザル企画提案説明書

I 事業名

精神障がい者地域生活支援事業（富良野圏域）委託業務

II 目的

精神障がい者が自立した社会生活及び日常生活が送れるよう、病院・施設・相談支援事業所・市町村等地域の関係者と連携するとともに、道民、支援者及び福祉関係者等を対象とした研修等を実施することで、入院中の精神障がい者が退院し、地域で生活することができるための支援及び精神科病院を退院した精神障がい者等が地域に適応し、地域生活を維持するために必要な支援を推進する。

III 委託業務の内容

入院中の精神障がい者のうち、支援を受けることによって地域での生活が可能な者に対し、相談支援体制を整備し、ピアサポーターの派遣等を行う。

【支援等の内容】（別添「精神障がい者地域生活支援事業実施要綱」のとおり）

- ・ 精神障がい者地域生活支援センターの設置
- ・ センター長の配置（精神保健福祉士又は同等程度の知識を有する者）
- ・ ピアサポーターの配置
- ・ 地域生活移行支援協議会の設置
- ・ 精神科病院への支援

IV 委託契約の方法等

1 契約方法

随意契約

2 契約の相手方の選定

当該委託業務の遂行方法について、事前に企画提案書を審査会等において審査し、最良と認められる企画提案書を提出した事業者を随意契約の相手方とする公募型プロポーザル方式を採用する。

3 契約の根拠

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号（不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）及び北海道財務規則運用方針第3節関係1（2）（契約の目的物が代替性のないものであるとき。）に該当し、随意契約とする。

4 契約期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

5 契約書及び業務処理要領

選定された企画提案書を作成した事業者に対して別途作成・提示する。

6 契約保証金

徴するものとするが、契約の相手方が、北海道財務規則第171条に該当する場合には、免除する。

V 予算額上限

3,591千円

VI プロポーザルの企画提案にあたっての留意事項

実施要綱で示している事業内容に係る処理企画等については、「Ⅶの2 プロポーザル選定基準」により審査することを考慮し、定型的な表現とならないよう、その具体的な手段・方法などを示したものであること。

特に、新規に取り組もうとする事業者にあつては、これまでの取り組みで得た実績と、それを基に今後展開しようとする内容、期待できる効果などをより具体的に示すこと。

また、前年度受託者については、前年度の取り組みがどのように展開され、今後、どのような取り組みを行おうとしているのか、前向きな事業計画となるよう検討すること。

Ⅶ プロポーザル選定基準等

1 プロポーザル提出事業者の要件

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の指定を受けた指定障害福祉サービス事業者又は同法第51条19の指定を受けた指定一般相談支援事業者たる法人であること。
- (2) 上記(1)の事業者は、富良野圏域に所在し、精神障がい者を事業対象としているものであること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (5) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (6) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (7) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (8) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (9) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (10) 道内に拠点を有する法人であること。

2 プロポーザル選定基準

- (1) 精神障がい者に対する支援実績等及び事務処理・支援体制について
 - ①精神障がい者の地域生活に係る支援事業の実績があるか。
 - ②センター長は精神保健福祉士又は同等程度の知識を有し、かつ、相談支援の経験を有しているか。
 - ③ピアサポーターの配置人数は業務処理計画等に見合った必要数が算定されているか。
 - ④地域生活移行支援協議会の委員は、「障がい者が地域で暮らせる」という目的達成のための協議ができる関係機関等で構成されているか。
 - ⑤所要経費の積算は事業運営計画との整合性がとれているか。
- (2) 前年度の取り組みについて
 - ①新規の事業者については、類似・関連する地域生活支援の取り組みが適切に行われているか。
 - ②前年度受託者の場合は、前年度の取り組みが業務内容に基づいて展開されたか。また、具体的な実績や効果、課題の分析が行われているか。
- (3) 事業の新規性又は継続性について
 - ①精神障がい者の退院を促進するための展開方法に関して。
 - ②精神障がい者が地域で生活するための支援を推進する手法に関して。
- (4) 事業の展開について
 - ①精神障がい者の地域移行に関する提案内容の具体性と期待される効果について。
 - ②ピアサポーターの採用・育成・活用に関する提案内容の具体性と期待される効果について。
 - ③市町村、地域自立支援協議会、精神科病院及び地域移行支援・地域定着支援を行う事業所との連携に関する提案内容の具体性と期待される効果について。

Ⅷ 手続等

1 企画提案書の提出

- (1) 提出部数 7部
※事業者名を記入したもの～1部、事業者名を記入してないもの～6部
 - (2) 提出場所 076-0011 上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室健康推進課
担当者：保健係 福王寺
 - (3) 提出期限 令和4年3月4日（金）午後5時まで
 - (4) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便）による
- ### 2 企画提案書の内容
- 企画提案書は、A4縦判とします。
- ### 3 プロポーザルに関するヒアリング
- 企画提案書の内容についてヒアリングを実施するが、日時及び場所について別途通知する。

なお、ヒアリングには、当該委託事業の責任者となることを予定している者が必ず出席すること。

IX その他

- 1 企画提案書が次のいずれかに該当する場合には無効となることがあるので留意すること。
 - (1) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
 - (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - (3) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - (4) 虚偽の内容が記載されているもの。
- 2 プロポーザルのヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。
- 3 企画提案に係る経費は、企画提案を行う法人の負担とする。
- 4 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- 5 企画提案の採否については、文書で通知する。
- 6 提出された企画提案書は返却しない。

X プロポーザルに関する照会窓口

- 1 担当窓口
上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室健康推進課
担 当：保健係長 福王寺 裕子
住 所：富良野市末広町2番10号
電 話：0167-23-3161
FAX：0167-23-3163
- 2 問い合わせ期限
令和4年3月3日（木）午後5時まで